

議員提出議案第4号

「農業者戸別所得補償制度」の復活を求める意見書の提出について
標記のことについて、下記のとおり意見書を提出する。

平成29年12月22日提出

提出者	八幡浜市議会議員	遠藤	綾
同	同	樋田	都

記

「農業者戸別所得補償制度」の復活を求める意見書

米価が生産費を大きく下回る水準に下落し、多くの稲作農家が「これでは作り続けられない」という状況が生まれています。また「安いコメ」の定着によって、生産者だけでなくコメの流通業者の経営も立ち行かない状況となっています。

こうした中で政府は、農地を集積し、大規模・効率化をはかろうとしていますが、この低米価では、集落営農や法人ほど赤字が拡大し、経営危機に陥りかねません。

平成25年までは、主要農産物（米、麦、大豆など）の生産を行った販売農業者に対して、生産に要する費用（全国平均）と販売価格（全国平均）との差額を基本に交付する「農業者戸別所得補償制度」がとられ、多くの稲作農家の再生産と農村を支えていました。

平成26年からは、「経営所得安定対策」に切り替わり、米については10a当たり7、500円の交付金へと引き下げられ、稲作農家の離農が加速し、地域がいつそう疲弊しています。しかも、平成30年度産米から国による米生産調整の廃止とともに交付金の支払いも廃止されます。これでは、稲作経営が成り立たないばかりか、水田の持つ多面的機能も喪失し、地域経済もますます困難にしてしまうことは明らかです。

私たちは、いまこそ欧米では当たり前となっている、経営を下支えする政策を確立することが必要だと考えます。そうした観点から、当面、生産費を償う「農業者戸別所得補償制度」を復活させて、国民の食糧と地域経済、環境と国土を守ることを求めます。以上の趣旨から、地方自治法第99条にもとづき、意見書決議をもって政府・関係機関に「農業者戸別所得補償制度の復活」を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月22日

愛媛県八幡浜市議会

内閣総理大臣

農林水産大臣

宛